

第8章 懲戒

(懲戒)

第54条 職員が、次の各号の一に該当するときは、懲戒の処分を行うことができる。

- (1) 第16条の規定に違反したとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。
 - (3) 職員として、ふさわしくない非行のあったとき。
 - (4) 刑法（明治40年法律第45号）その他の法令に違反し、有罪の判決を受けたとき。
 - (5) 非違行為を繰り返し行ったとき。
 - (6) 第1号、第2号又は第3号に掲げる行為を教唆、扇動、ほう助したとき。
 - (7) 前各号に準ずる不適切な行為があったとき。
- 2 懲戒は、懲戒委員会に諮ったうえ行う。
 - 3 懲戒委員会に関する事項は、別に定める。
 - 4 懲戒は、同一の懲戒の処分対象となる行為に対して、重ねて行うことはできない。

(懲戒の種類)

第55条 懲戒は、その情状に応じて次のとおり行うものとする。

- (1) 戒告 文書をもって将来を戒める。
 - (2) 減給 1回について平均賃金（法第12条の定めるところによる。以下同じ。）の半日分以内で減給する。ただし、その総額においてその月の総収入の10分の1以内とする。
 - (3) 出勤停止 1年以内で出勤を停止し、その期間中は給与は支給しない。
 - (4) 降任又は降格 降任又は降格させる。
 - (5) 諭旨解雇 解雇し、退職金の一部を支給しない。
 - (6) 懲戒解雇 解雇し、退職金を支給しない。
- 2 前項の懲戒に該当する行為のあった者に対しては、その処分の決定前においても、自宅謹慎を命じることがある。謹慎中の給与は平均賃金の100分の60とする。
 - 3 第1項第6号の規定による解雇をしようとするときは、法第20条第3項の規定により、所轄労働基準監督署長に認定申請を行う。

(訓告等)

第55条の2 前条第1項各号に規定する懲戒のほか、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、訓告又は文書若しくは口頭による嚴重注意を行うことがある。

(損害賠償)

第56条 職員が、故意又は重大な過失により、学校法人に損害を及ぼしたときは、第55条の規定により、懲戒処分をするほか、情状により損害の一部又は全部を賠償させることがある。

(禁止行為)

第16条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 学校法人の名誉を棄損し、又は利益を害すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- (3) 学校法人の許可を得ないで他の業務につくこと。
- (4) 学校法人の秩序又は職場規律をみだすこと。
- (5) 名目の如何を問わず、職務上の地位を利用して、学校法人以外の者から金品を受けること。
- (6) 学校法人の施設内で政治活動又は宗教活動を行うこと。
- (7) ハラスメントを行うこと。